

監査報告

2025年4月16日

日本自殺総合対策学会
理事長 椿 広計 殿

日本自殺総合対策学会
監事 林 星一
同 森野 嘉郎

監事は、日本自殺総合対策学会定款第23条の規定に基づき、2024年4月1日から2025年3月31日の事業年度の本会の業務並びに財産及び会計の状況について監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事長が作成した事業報告並びに収支決算書及び貯金通帳に基づき、当該事業年度に係る本会の業務並びに財産及び会計の状況について検討いたしました。なお、2名の監事のうち、林が主として業務監査を、森野が主として会計監査を担当いたしました。

2 監査意見

(1) 本会の業務の監査結果

- 事業報告は、法令及び定款に従い、本会の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 本会の財産及び会計の状況の監査結果

収支決算書の次年度繰越金欄の金額が本会の財産の状況を、収支決算書の収入及び支出の記載が本会の損益の状況を、それぞれ適正に示しており、貯金通帳の記載と収支決算書の記載が合致していることを確認しました。

3 定款第23条3号に基づく意見

2023年度に入会手続の整備と会費の大幅な値下げ等を行った後、会員数は徐々に増加していますが、いまだ学会の経済的基盤が安定したとは言い難い状態にあるので、新規会員の獲得は引き続き重要な課題だと思われます。一方、学会の運営については、メール審議も活用しながら理事会や役員懇談会を適宜開催しており、機動的な学会運営が出来ているものと認められます。

学会の活動としては、2024年6月に政策研究会、同11月に秋季講演会、本年3月11日に第4回大会がそれぞれ開催されましたが、会を重ねる毎に一般の参加者が増加するなど、自殺対策の現場の関心に即した当学会に相応しい活動ができていると評価できます。それぞれのイベントの機会に出された意見等を踏まえて、さらに学会活動を充実したものとしていくことが期待されます。

以上